

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 31 日現在

機関番号：12613

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780026

研究課題名(和文)国際刑事司法の実効性確保に関する基礎的研究：国際刑事裁判所に対する国家の協力義務

研究課題名(英文)A Basic Research on Effectiveness of International Criminal Justice: the Duty of States to Cooperate with the International Criminal Court

研究代表者

竹村 仁美 (Takemura, Hitomi)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10509904

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：国際刑事裁判所は条約で設立された国際組織であり、設立条約である国際刑事裁判所規程において締約国の協力義務は規程86条に明示される。規程は98条のように協力拒否事由を認めており、本課題の主要な論点は、規程98条の拒否事由との関連における国家の協力義務である。今のところ、安保理付託を契機とした非締約国の事態に関する協力義務は当該安保理決議の効果を根拠に認められるという国際刑事裁判所の判断の集積が見られる。国際刑事裁判所に対する協力義務の不遵守は同裁判所を機能不全に陥れ、それによって裁判所の権威や正統性が失墜すればさらなる非協力を招くという悪循環の構図を持ち、実効性と正統性は連関する。

研究成果の概要(英文)：This study addresses the question of the duty of a non-state party to cooperate with the International Criminal Court (ICC). The ICC is established by a treaty, and Article 86 of the Statute of the ICC obligates all state parties to cooperate with the court, whereas the same does not apply to a non-state party. Under this circumstance, the ICC apparently relies on the relevant Security Council resolution to derive the general duty of member states of the United Nations to cooperate. Despite the plausibility of that argument, obtaining cooperation from states reveals fundamental difficulties, especially when the ICC Prosecutor targets a sitting state official. In such cases, state parties try to avoid execution arrest warrants for non-state party nationals on the grounds of Article 98. Non-cooperation effectively paralyzes the ICC, and that dilemma affects the legitimacy of the ICC. Consequently, there is a vicious circle of decline in the authority of and non-cooperation with the ICC.

研究分野：国際法

キーワード：国際刑事裁判所(ICC) 国家の協力義務 実効性 国際刑事司法 国際刑事裁判所協力法 国際刑事法廷

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内刑事司法においては、陪審制や裁判員制度を通じて社会の構成員の当事者意識を高めることで、裁判の正統性について国民の信頼が確保される。刑事司法に対する国民の信頼が刑事司法の正統性と実効性を支えている。国際刑事司法の正統性及び実効性確保についても、当然に、国際社会の構成員の刑事司法に対する当事者意識及び信頼が重要となる。しかし、国際刑事司法は、特に執行面において、国内刑事司法と異なる特徴を持つため、実効性確保の問題も国内刑事司法と比べて複雑になる。

(2) 多数国間条約によって設立された初めての常設国際刑事裁判所（いわゆる国際刑事裁判所）は2012年に設置後10年を迎えた。研究開始当時そして2017年春の現在においても国際刑事裁判所の正統性を揺るがす問題として指摘されていたのが、国際刑事裁判所に対するアフリカ諸国の非協力の動向である。

(3) 研究開始当時、国際刑事裁判所が検察官に対して捜査開始を許可していた事態全てがアフリカの事態であった。アフリカ諸国が、国際刑事裁判所に対して非協力の態度をとっているということは、国際刑事裁判所の実効性に影響を与えると考え、課題を着想した。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、第一に、今まで行ってきた国際刑事司法における正当性・正統性に関する研究を基礎として、国際刑事司法の正当性・正統性評価と国際刑事司法の実効性確保の関係性について明らかにすることを目的とする。

(2) 第二に、本研究課題は国際刑事裁判所に対する締約国・非締約国の協力義務の内容・性質・範囲の確認を行うことを目的とする。

(3) 第三に、国際刑事裁判所に対する国家の協力に関する国内法整備状況の確認、比較検討を行う。さらに、研究年度の終盤には、国際刑事司法の実効性確保のために重要となる国家の協力義務について、国際刑事裁判所だけではなく、国際刑事司法全体の制度について比較検討を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 上記研究の目的と対応する形で、国際刑事司法の実効性確保に対する基礎的研究を行うための方法として以下の三点を研究の柱とする。第一に、「国際刑事司法の正当性・正統性評価と国際刑事司法の実効性確保の関係性の明確化」、第二に、「国際

刑事裁判所に対する国家の協力義務の内容・性質・範囲の明確化」、第三に、「各国際刑事法廷の国家の協力義務に関する比較検討」である。第一の視点を主たる切り口として第二の問題を検証し、第三の論点についても実効性確保を切り口に実証的・理論的検討を行う。

(2) 特に上記第二、第三の点については、法実証主義的なアプローチを採用し、第一義的には国際刑事裁判所規程の条文から、そして第二義的に締約国の国家実行、そして国際刑事裁判所、旧ユーゴ国際刑事法廷、ルワンダ国際刑事法廷などの国際実行から国家の協力義務の内容を明らかにしていく。

(3) 本研究課題では、資料収集に加えて聞き取り調査も行う。国際刑事裁判所に対する国家の協力義務の内容については、国際刑事裁判所の検察局及び予審裁判部の職員、日本人裁判官、在オランダ日本大使館職員、オランダ、ドイツ、イギリスの司法当局職員を対象に、現地調査又はメールや電話を通じた聞き取り調査を行う。

4. 研究成果

(1) 本研究は「正統性と実効性の連関は必ずしも自明ではなく、また、実効性の指標についても合意が存在しない」という Roperらの認識を前提としていた (Steven D. Roper and Lilian A. Barria, *Designing Criminal Tribunals* (Ashgate, 2006) p. 83.)。したがって、その連関を明らかにするに先立ち、正統性の意義及び指標と実効性の意義及び指標の解明が重要となる。前者については、既に正統性の意義には、大別して二種あり、(一)法律に基づいているという法的正当性を意味する「規範的正統性」すなわち「手続的正統性」及び(二)適正で公正な手続に則って権力が決定した事柄の結果について、関連事情を考慮して正当とみなされるかどうかという「実質的正統性」、「社会的正統性」、社会学的正統性の問題も含まれる。

(2) 正統性と実効性の関連性については、実効性が主に上記第二の意味での正統性すなわち実質的正統性と関連する。国際刑事裁判所を条約によって設立された国際組織という点から見てみると、一般的に国際組織の実効性と正統性との連関について次のことが導かれる。国際組織が国際義務を遵守しているという認識は、国際組織が正統であるという認識(社会的正統性)に影響を及ぼす。主権国家並存の国際関係においては、国際組織はその決定及び活動を実施するに当たり、国家の自発的な協力と国家の財政支援に依存せざるを得ないから、国際組織の正統性と実効性は緊密に係るものである。つまるところ、国際組織が正統で

あると評価されなければ、国際組織は協力も財政支援も得難くなる。

(3) したがって、国際組織に対する国家の協力義務の不遵守は、国際組織の実効性を揺るがし、正統性の評価を左右する可能性があり、国際刑事裁判所に関しても、協力義務、正統性、実効性の評価・問題は相互に関連している。ただし、正統性と実効性の連関については、実効性の低下ゆえに正統性が低下するという上述の因果関係に加えて、正統性の低下ゆえに実効性が低下するという因果関係も指摘できる。この点、研究開始当初より、一部のアフリカ諸国が国際刑事裁判所の一部捜査・訴追に対して非協力の状況にあることが確認されていたところ、研究最終年度の2016年10月には、国際刑事裁判所の公平性に対する不審と正統性の低下を原因とした国際刑事裁判所からのアフリカ諸国の脱退が現実の危機となった。国際刑事裁判所の正統性の低下が実効性の低下を招き、そしてその逆も真であるという状況が顕在化したといえる。

(4) 先行研究の調査によって、国際刑事裁判所の実効性の指標は、国際組織の実効性の指標と同様、主としてその設立目的・趣旨に対する実際の成果によって計られることがわかる。国際刑事裁判所の前文から、「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰と防止」、「補完性の原則」、「国際正義の永続的な尊重及び正義」がその趣旨として読みとれる。国内刑事管轄権に対する国際刑事裁判所の補完性の原則にもかかわらず、国際刑事裁判所の実効性の指標として具体的には国際刑事裁判所自身の捜査・訴追の成果すなわち「起訴された人の数」、「逮捕された人の数」、「取り扱った事件の数」、「公判の長さ」といったことが実効性の指標として参照されることが多い。そして、その捜査・訴追を支えるのが本課題の主題に含まれる国家の協力義務であり、国家の協力義務の遵守は国際組織の実効性の指標と密接に関連する。

(5) 国際刑事裁判所の設置後10年間の実行の実効性について、どのような評価ができるか。他の国際刑事法廷の10年後の活動内容と比べると、起訴、逮捕等の処理数は半分以下にとどまり、公判手続自体の数も非常に少ない結果に終わっている。国際刑事裁判所検察官の述べる通り、これが補完性原則のうまく機能している結果であれば、このような実効性評価も問題ないよう思われるけれども、国際刑事裁判所の実効性について、国家からは実際そのような肯定的評価はなされていないのが現状である。

(6) 国際刑事裁判所の実効性が捗々しくない背景要因の一つには国家の非協力の状態

があり、これを換言すると国家の協力義務の不遵守と表現できる。そこで、本研究では国際刑事裁判所の文脈における国家の協力義務の内容を明らかにした。国際刑事裁判所に対する国家の協力義務とは、国際刑事裁判所の刑事手続に関する協力義務である。締約国に関する限り、この義務は道徳的義務とは考えられず(規程第86条参照)、規程は詳細な法的義務としての協力義務を締約国に課している。加えて規定第88条は国家の協力義務が遵守されるように国内法整備義務を課しており、日本も国際刑事裁判所の締約国として国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成19年法律第37号)を整備した。

(7) 国際刑事裁判所の訴訟の対象が個人であるという特殊性から、国家及び国際組織を主たる対象として規範形成される他の国際法分野の協力義務と比較することは難しいが、その協力義務は国家に課されるという共通項を重視してあえて他の国際法分野に言及すれば、今日、人権、環境、海洋法といった国際法の諸分野の条約も締約国に協力義務を課している。それらの分野においても、協力義務を道徳的義務にとどまるものと解して国家が一方的に行為する場合、裁判所あるいは条約履行監視機関においてその差止を要請される可能性が指摘されるようになっている。要するに、国際社会の共同体志向性が、条約上の国家の協力義務の有権的解釈を介し、国家に一定の行動を求めることが国際法の諸分野において見られるようになってきている。

(8) 国際刑事裁判所に対する国家の協力義務の内容と実態に関して、オランダ、ドイツ、イギリスの司法当局に聞き取り調査を行った際、国際刑事裁判所規程第87条3項の「被請求国は、協力の請求及び請求の裏付けとなる文書を秘密のものとして取り扱う」という規定と刑事事件の性質上、国家が具体的な情報を提供することができず、抽象的議論が多くなるという困難に直面した。しかしながら、聞き取り調査を通じて、国際刑事司法機関への協力担当の諸外国の司法当局の職員と面識ができたので今後の研究に役立てたい。

(9) 国家の協力義務の不遵守については、安保理付託の場合、非締約国の事態が付託されることが多いことから、国際刑事裁判所への付託主体と不遵守との関連があるかと当初考えていた。だが、国際刑事裁判所検察局職員への聞き取りによれば、協力義務と直接的関係があるのはむしろ訴追対象であり、国家の協力姿勢は逮捕状の対象者に依存すると指摘を受けた。

(10) 研究開始当初より指摘されているところではあったが、国際刑事裁判所の協力義務が条約由来であって締約国にのみ明白な法的義務を課すのに対し、旧ユーゴ国際刑事法廷規程第 29 条、ルワンダ国際刑事法廷規程第 28 条の国家の協力義務は、国連憲章第 7 章下で採択された安保理決議の拘束性に由来し、全ての国連加盟国を拘束する。当該法的基盤の差異は、国際刑事司法機関への協力に当たっての国家の裁量にも影響していることがわかった。

(11) まとめると、規程第 9 部に定められる締約国の義務は次の 5 つに大別できる。第一に、国際刑事裁判所への人の逮捕及び引渡し（規程第 89 条）、第二に、仮逮捕（規程第 93 条）、第三に、証拠の提供、受刑者移送等の協力（規程第 93 条）、第四に、国際刑事裁判所の運営に対する犯罪の処罰（規程第 70 条）、第五に、罰金及び没収に係る措置の実施（規程第 77 条、第 109 条）、第六に、国際刑事裁判所の分担金の負担（規程第 115 条、第 117 条）である。

(12) 国際刑事裁判所規程上の国家の協力拒否事由には、協力延期・拒否事由として、規程第 89 条 2 項、第 93 条 4 項、第 94 条、第 95 条が挙げられる。この他、第 98 条も裁判所が協力を求めることができない場合を規定する。特に、近年のアフリカ諸国の実行は、国際刑事裁判所規程第 98 条を根拠として協力を拒否するものとなっている。

(13) 第 98 条 1 項は、締約国が国際刑事裁判所からの引渡し要請や援助要請に応ずることで、当該締約国が第三国との関係で負っている国家又は外交上の免除に関する国際法の義務に違反する行動をとることになる場合、国際刑事裁判所は締約国に対して協力要請ができないことを定めている。第 98 条 1 項については、免除に関する国際法が未だ法典化されていないことから問題が複雑となっている。実際の問題として、国際刑事裁判所の検察局が安保理付託に基づき非締約国スーダンの現職の国家元首に対して訴追を始めたことを契機としてアフリカ連合を中心に第 98 条 1 項を根拠とした逮捕状執行の拒否の姿勢が浮き彫りになった。

(14) 国際刑事裁判所の予審裁判部 II は、第 98 条 1 項の規定にかかわらず、非締約国の事態に対する締約国の義務について、安保理決議の効果（国連憲章第 25 条）及び国連憲章の優越性（国連憲章第 103 条）を根拠として、免除を尊重する義務よりも国際刑事裁判所への協力義務が優先すると考えていることがわかった。

(15) ただし、安保理付託から生じた国際刑事裁判所規程非締約国の事態に関する、

非締約国国民の身柄確保などに関する国際刑事裁判所規程非締約国の国際刑事裁判所への協力義務については、特に予審裁判部 I は慎重姿勢を見せている。

(16) 得られた成果の国内的位置付けにつき、本研究を通じて、国際刑事裁判所に対する国家の協力義務と一般国際法上の国家元首等に対する免除の規範の関係性に関する問題状況を日本語でまとめられたことで、問題状況を整理し、実定法の明確化に一定程度寄与するものと思われる。また、国際刑事裁判所規程が条約の形をとりながらも、それが国連安保理との関連性を有することによって国際刑事裁判所に対する国家の協力義務が国連憲章の枠組みで担保されつつある状況も本研究を通じていくらか明らかにできたと評価できる。

(17) 国外における本研究の位置付けとインパクトについては、英語での研究発表に対して会場において質疑応答が活発に行われたこと以外に現時点で捗々しい成果がないが、英語での研究発表をもとにした英語論文を準備中であることから今後の評価に委ねることとなる。今後、本課題を基礎とした成果物を英語でまとめて行く所存である。

(18) 今後の展望として、国際刑事裁判所の実効性が注目されている背景には、その設立から 10 年以上経って実効性の評価が可能となったという時間的側面と、それら設置期間における国際刑事裁判所の果たした機能に関する国家や個人の不満に対するの学術的対応という両側面がある。国内国際法学では国際法の遵守や不遵守の実効性評価及び概念整理について既に学理上の成果があり、国外では、法の背後にある制度の目標、機能に対する実際の効果をうらなう意味での実効性に重点が置かれた実証研究を見ることができ、国際刑事裁判所規程と国際刑事裁判所制度について、両者を統合した整理が必要であると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 5 件）

竹村仁美、判例研究「国際刑事裁判所において初めて有罪の自認についての公判手続が実施され、世界遺産の破壊行為につき戦争犯罪の成立を認めさせた事例 The Prosecutor v. Ahmad Al Faqi Al Mahdi (2016 年 9 月 27 日 国際刑事裁判所第一審裁判部判決及び刑の言渡し)」一橋法学第 16 巻 2 号、査読無、2017 年 7 月、印刷中
<http://www.law.hit-u.ac.jp/research/publication/online.html>

竹村仁美、論説「国家元首等の外国刑事管轄権からの免除：その輪郭と国際刑事管轄権との関係」国際法外交雑誌第 114 巻 3 号、査読有、2015 年 11 月、pp.251-279
<http://ci.nii.ac.jp/naid/40020704212>

竹村仁美、随筆「国際刑事裁判所の機能と課題」歴史地理教育第 837 巻、査読無、2015 年 7 月、pp. 119-127
<https://www.rekkyo.org/journal>

竹村仁美、論説「国際刑事裁判所に対する国家の協力義務の内容と法的基礎（一）」愛知県立大学外国語学部紀要 地域研究・国際学編第 47 巻、査読無、2015 年 3 月、pp. 235-271

DOI:10.15088/00002169

竹村仁美、論説「国際刑事裁判所に対する国家の協力義務の内容と法的基礎（二）」愛知県立大学大学院国際文化研究科論集第 16 巻、査読無、2015 年 3 月、pp. 111-136
<http://ci.nii.ac.jp/naid/120005605127>

〔学会発表〕（計 6 件）

Hitomi Takemura, 'The Asian Region and the ICC', EUSI Symposium 'Human Rights Issues in Europe and Asia', 30 January 2017, Hitotsubashi Hall, 東京都千代田区

竹村仁美、「2016 年 9 月 27 日の国際刑事裁判所による Ahmad Al Faqi Al Mahdi 事件第一審判決の概要と評価」九州国際法学会第 174 回例会、2016 年 12 月 17 日、西南学院大学、福岡県福岡市

竹村仁美、「最近の判決例と締約国会議の動向」第 28 回国際人権法学会 ICC インタレストグループ第 8 回研究会、2016 年 11 月 13 日、法政大学、東京都千代田区

竹村仁美、「国際刑事裁判所規程制度の実効的実現のための訴追戦略と国家の義務」第 370 回東大国際法研究会、2016 年 10 月 1 日、東京大学、東京都文京区

竹村仁美、「国際刑事裁判所の実効性の確保と国家の協力義務」九州国際法学会第 168 回例会、2015 年 7 月 4 日、西南学院大学、福岡県福岡市

竹村仁美、「国際刑事裁判所に対する国家の協力義務の内容と法的基礎」愛知国際法小研究会、2014 年 6 月 28 日、南山大学、愛知県名古屋市

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.takemurahitomi.com>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

竹村 仁美 (TAKEMURA, Hitomi)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10509904